

一般社団法人 日本住宅性能評価機構 評価業務手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般社団法人日本住宅性能評価機構(以下「当機関」という。)が実施する評価業務に係る手数料(以下単に「評価手数料」という。)について、必要事項を定める。

(設計住宅性能評価の評価手数料)

第2条 業務規程第xx条に規定する設計住宅性能評価の評価手数料の額は、設計住宅性能評価申請一件につき、別表-2に掲げるとおりとする。

2 住宅の計画を変更して住宅を建築するにあつては、以下の各号による。

- ① 当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を当機関以外から受けている場合は、別表-2に掲げる評価手数料を適用する。
- ② 当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を当機関から受けている場合は、別表-2に掲げる評価手数料の額に変更に係る部分の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の延べ面積に対する割合を乗じた額とする。
- ③ 当機関が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合は、別表-2に掲げる評価手数料の額に変更に係る部分の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の延べ面積に対する割合を乗じた額を、第1項に掲げる評価手数料に加算するものとする。

(当機関が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価手数料)

第3条 業務規定第xx条に規定する建設住宅性能評価の評価手数料の額は、次の各号の通りとする。

- ① 平成12年建設省告示第1661号(平成14年8月20日改正)第一号ホに掲げる表示すべき事項の評価(以下、「室内空気中の化学物質の濃度等測定評価」という。)別表-2に掲げるとおりとする。
 - ② 室内空気中の化学物質の濃度等測定評価を希望する場合は、前項の評価手数料の額に別表-ク・ケ)に掲げる額を加算した額とする。
- 2 住宅の工事を変更して住宅を建築する場合にあつては、以下の各号とする。
- ① 当該工事の変更に係る直前の建設住宅性能評価を当機構から受けている場合は、別表-2に掲げる評価手数料の額に変更に係る部分の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の延べ面積に対する割合を乗じた額を、第1項に掲げる評価手数料に加算するものとする。
 - ② 当機関が建設住宅性能評価審査中であった住宅の工事を変更して住宅を建築する場合は、別表-2に掲げる評価手数料の額に変更に係る部分の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の延べ面積に対する割合を乗じた額を、第1項に掲げる評価手数料に加算するものとする。

(当機関以外の者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価手数料)

第4条 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る設計住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価)を当機関以外の者から受けている場合は、前条の評価手数料に 1/2 を乗じた額を加算する。

2 住宅の工事を変更して住宅を建築するにあつては、前条第2項の規定を準用する。

(既存住宅の評価手数料)

第5条 既存住宅の評価手数料の額は、別に定める「既存住宅評価業務手数料規則」による。

(遠隔地の場合の建設住宅性能評価の評価手数料)

第6条 建設住宅性能評価の対象となる工事が遠隔地で行われる場合は、第3条及び第4条の評価手数料の額に、別表一ア)に定める額を加算する。

(建設住宅性能評価の再検査に係る追加評価手数料)

第7条 建設住宅性能評価において、検査において当機関が不適合と認めた事項の是正状況を確認するために再検査を行う場合の追加評価手数料の額は、別途計算した額とする。

(評価手数料の特例)

第8条 住宅性能評価において、次に掲げる場合等で効率的な評価が出来る場合は、第2条又は第3条から第5条までの評価手数料の額から別に定める計算方法により評価手数料を減額できるものとする。

① 住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の場合

② 認証型式住宅部分等製造者等が製造する型式に係る申請を行う場合

2 共同住宅にあつて平成12年建設省告示第1661号各号に掲げる事項の性能評価のうち第五号を除く全ての性能評価を希望しない場合は、別表一2)に掲げる設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の額から別表一イ)・ウ)・エ)・オ)の額を減ずるものとする。

3 住宅以外の用途の施設を併設する場合にあつては、別に定める額とする。

(附則)

この規程は、平成16年10月21日より施行する。